

令和6年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年4月23日（火） 午前9時00分から午前10時17分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

欠	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	欠	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	欠	福元 康光
欠	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	欠	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	欠	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	欠	細川 健一	欠	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
欠	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 課 長		鳥越 賢一
農業振興係	主 査	末次 孝
	主任主事	前田 裕孝
担い手育成係	主任主事	桃木 洋佑
農地整備課	課長補佐兼用地調整係長	前田 悦郎
	畑かん整備係 主 査	井之脇 道治
	地籍調査推進室 主管兼室長	藺牟田 博文
	主 幹	櫛下 良平

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
	主 幹	前迫 篤弘

主 査	白坂 周子
主 査	池畑 信幸
主任主事	角野 勝行
課 長	内倉 康孝(串良総合支所産業建設課)
主 査	末吉 将敬(串良総合支所産業建設課)
主任主事	小倉 雄太(吾平総合支所産業建設課)
主 査	函師 竜太(輝北総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について
- ・肝属中部地区畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員の推薦について
- ・行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組み方針の具体案について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用(形質)変更届の専決処分について
- ・農業経営基盤強化促進法に係る期限について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 藏ヶ崎 俊光 委員 ・ 郷原 実行 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和6年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年4月23日（火） 開会 午前9時00分 閉会 午前10時17分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和6年度第1回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、新原委員、寺下委員、榎原委員、上野委員、福元委員の5名です。出席委員数は、16名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、高田委員、細川委員、立元委員、入佐委員の4名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号13番の藏ヶ崎委員と14番の郷原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第1号につきましては、1頁から85頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年4月24日です。合計面積は、24万1千996㎡、うち更新分8万2千619㎡、内訳として、田が8万7千962㎡、畑が15万4千34㎡です。利用権を設定する者が106人、設定を受ける者が58人です。始期は、いずれも令和6年5月1日です。期間は、1年、2年1か月、3年、5年、6年、10年です。

次の3頁から53頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から5頁の5番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番は、賃借権で再設定。4番は、使用賃借権で再設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。

次の6番は、設定期間が2年1か月です。6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、次の7番から16頁の27番までは、設定期間が3年です。7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番は、使用貸借権で新規設定。20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、25番は、賃借権で再設定。26番は、使用貸借権で再設定。

次に、16頁、27番は、賃借権で再設定。

次の28番から29頁の53番までは、設定期間が5年です。28番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、32番、33番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、34番、35番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、36番は、使用貸借権で新規設定。37番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、38番、39番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、40番は、賃借権で新規設定。41番は、使用貸借権で新規設定。

次に、24頁、42番、43番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、44番、45番は、賃借権で再設定。

次に、26頁、46番、47番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、48番、49番は、使用貸借権で再設定。

次に、28頁、次の50番、51番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほどまとめて説明します。

次に、29頁、52番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

53番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、30頁、次の54番から37頁の68番までは、設定期間が6年です。54番、55番は、賃借権で新規設定。

次に、31頁、56番、57番は、賃借権で新規設定。

次に、32頁、58番は、賃借権で新規設定。59番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、33頁、60番、61番は、賃借権で再設定。

次に、34頁、62番、63番は、賃借権で再設定。

次に、35 頁、64 番、65 番は、賃借権で再設定。

次に、36 頁、66 番、67 番は、議事参与制限にあたりますので後ほどまとめて説明します。

次に、37 頁、68 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の 69 番から 53 頁の 99 番までは、設定期間が 10 年です。69 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、70 番、71 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、72 番、73 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、74 番、75 番は、賃借権で新規設定。

次に、41 頁、76 番、77 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、78 番は、使用賃借権で新規設定。79 番は、賃借権で新規設定。

次に、43 頁、80 番、81 番は、賃借権で新規設定。

次に、44 頁、82 番、83 番は、賃借権で新規設定。

次に、45 頁、84 番は、賃借権で新規設定。85 番は、使用賃借権で新規設定。

次に、46 頁、86 番は、使用賃借権で新規設定。87 番は、賃借権で新規設定。

次に、47 頁、88 番は、使用賃借権で新規設定。89 番は、賃借権で再設定。

次に、48 頁、90 番、91 番は、賃借権で再設定。

次に、49 頁、92 番、93 番は、賃借権で再設定。

次に、50 頁、94 番、95 番は、賃借権で再設定。

次に、51 頁、96 番、97 番は、賃借権で再設定。

次に、52 頁、98 番、99 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほどまとめて説明します。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 53 頁までの 99 件の利用権設定ですが、28 頁の 5 年もの 50 番と 51 番及び 29 頁の 52 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に退席をいただき審議します。

（永山委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　28 頁の 50 番、51 番及び 29 頁の 52 番は、借人、永山委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　永山委員に係る 5 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(永山委員：着席)

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、29 頁の 5 年もの 53 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、藏ヶ崎委員に退席をいただき審議します。

(藏ヶ崎委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 29 頁の 53 番は、借人、藏ヶ崎委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 藏ヶ崎委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(藏ヶ崎委員：着席)

藏ヶ崎委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、32 頁の 6 年もの 59 番と 36 頁の 66 番、67 番及び 37 頁の 68 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 32 頁の 59 番、36 頁の 66 番、67 番及び 37 頁の 68 番は、借人、福元副会長の関連する法人が賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 6 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、52 頁の 10 年もの 98 番、99 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 52 頁の 98 番、99 番は、借人、中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 89 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、54 頁から 60 頁です。まず、54 頁で説明します。公告年月日は令和 6 年 4 月 24 日、合計面積は、1 万 8 千 617 m²です。内訳としまして、田が 3 千 500 m²、畑が 1 万 5 千 117 m²です。所有権を移転する者が 10 人、所有権の移転を受ける者が 9 人です。

次に 55 頁、次の 1 番から 56 頁の 3 番、57 頁の 5 番から 60 頁の 11 番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。なお、56 頁の 4 番については、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、55 頁から 60 頁までの 11 件の所有権移転について、56 頁の 4 番が議事参与の制限にあたりますが、新原委員が欠席の為このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 56 頁の 4 番は、譲受人の新原委員が所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 新原委員に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 10 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、61 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、61 頁から 85 頁です。まず 61 頁で説明します。

公告年月日は、令和 6 年 4 月 24 日です。合計面積は、41 万 5 千 720 m²で、うち、田が

4万7千118㎡、畑が36万8千602㎡です。利用権を設定する者が39人、利用権の設定を受ける者が20人です。

始期は全て、令和6年5月1日で、期間は3年、5年、6年、7年、10年です。

62頁をご覧ください。次の1番から65頁の6番までは、設定期間が3年です。

1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、63頁、3番は、賃借権で新規設定。

次に、64頁、4番、5番は、賃借権で新規設定。

次に、65頁、6番は、賃借権で新規設定。

次の7番から70頁の16番までは、設定期間が5年です。7番は、賃借権で新規設定。

次に、66頁、8番、9番は、賃借権で新規設定。

次に、67頁、10番、11番は、賃借権で新規設定。

次に、68頁、12番、13番は、賃借権で新規設定。

次に、69頁、14番は、賃借権で新規設定。15番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、70頁、16番は、使用賃借権で新規設定。

次の17番から73頁の22番までは、設定期間が6年です。17番は、賃借権で新規設定。

次に、71頁、18番、19番は、賃借権で再設定。

次に、72頁、20番は、賃借権で新規設定。21番は、賃借権で再設定。

次に、73頁、22番は、賃借権で再設定。

次の23番は、設定期間が7年です。23番は、賃借権で新規設定。

次に、74頁、24番から85頁の40番までは、設定期間が10年です。24番は、賃借権で新規設定。

次に、75頁、25番は、賃借権で新規設定。26番は、使用賃借権で新規設定。

次に、2頁飛んで78頁、27番、28番は、賃借権で新規設定。

次に、79頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、80頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、81頁、33番、34番は、賃借権で新規設定。

次に、82頁、35番は、賃借権で新規設定。

次に、83頁、36番、37番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、84頁、38番、39番は、賃借権で新規設定。

次に、85頁、40番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、62 頁から 85 頁までの中間管理権設定 40 件ですが、69 頁の 5 年もの 15 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 69 頁の 15 番は、借人である福元副会長の関連する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、83 頁の 10 年もの 36 番、37 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席をいただき審議します。

(高田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 83 頁の 36 番、37 番は、借人である高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 37 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、86 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 2 号につきましては、86 頁から 89 頁です。今回は、所有権移転が 15 件です。

初めに、86 頁です。1 番は、田が 1 筆で 700 m²の売買です。2 番は、畑が 1 筆で 1 千 924 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 670 m²の売買です。4 番は、畑が 1 筆で 484 m²の贈与です。5 番は、畑が 1 筆で 2 千 123 m²の売買です。

次に、87 頁です。6 番は、畑が 1 筆で 1 千 243 m²の売買です。7 番は、畑が 1 筆で 1 千 993 m²の売買です。8 番は、畑が 1 筆で 571 m²の売買です。9 番は、畑が 1 筆で 1 千 192 m²の売買です。10 番は、畑が 1 筆で 4 千 239 m²の売買です。

次に、88 頁です。11 番は、田が 1 筆で 370 m²の売買です。次の 12 番から 89 頁の 15 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、88 頁の 12 番から 89 頁の 15 番までを本田委員に、報告をお願いします。

本 田 　議席番号 18 番の本田です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、88 頁の 12 番です。申請者は市内の方で、知人から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、甘藷、そら豆、かぼちゃを作付けするとのことでした。

次に、13 番です。申請者は市内の方で、義理の妹から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、白菜、甘藷、玉ねぎなどを作付けするとのことでした。

次に、14 番です。申請者は市内の方で、知人から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、葉物野菜などを作付けするとのことでした。

次に、89 頁の 15 番です。申請者は市外の農地所有適格化法人で、田 3 筆と、畑 2 筆を現物出資にて譲り受けるもので、農作業に必要な農機具等は 3 条許可後に購入するとのことでした。取得する農地では、水稻及び辺塚だいを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　ただいま、説明、報告がありました 15 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、90 頁、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 3 号につきましては、90 頁です。今回は、1 件です。

1 番は、公衆用道路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。以上です。

議 長 　ただいま、説明がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、91 頁、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 4 号につきましては、91 頁から 92 頁です。

91 頁をご覧ください。

1 番は、特定建築条件付土地を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次の 3 番から 92 頁の 8 番までは、記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、91 頁の 3 番から 92 頁の 6 番までを田村委員に、7 番、8 番を倉田委員に、報告をお願いします。

田 村 議席番号 10 番の田村です。去る 4 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、91 頁の 3 番ですが、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行で、都市計画区域の 500m 以内農地であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、隣接する施設のため申請地に駐車場を整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第 2 種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 4 番ですが、申請地は鹿屋永野田郵便局の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、92 頁の 5 番ですが、西俣小学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、6 番ですが、野里運動公園の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の農業法人で、近接する食品加工施設のため申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、3 番から 6 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れが

ないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

倉 田 議席番号6番の倉田です。去る4月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、92頁の7番ですが、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行済ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に集合住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、申請地は鹿屋中学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、7番及び8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました8件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、93頁、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第5号につきましては、93頁から97頁です。93頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は4件です。対象面積は、畑が4千192㎡です。次の94頁から97頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、93頁の1番から4番までを泊委員に、報告をお願いします。

泊 議席番号16番の泊です。去る4月12日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。93頁をご覧ください。

まず、1番ですが農振編入の申し出です。周辺図等は94頁です。申請人は市内の方で、申請地で畑かん事業に参加するためです。申請地を農振地域に編入する計画です。申請地は、獅子目西公民館の北に位置し、農用地区域内農地の近接地であることから、農用地区域に編入することに支障はないと思われれます。

次に、2番ですが農振除外の申し出です。周辺図等は95頁です。申請人は、市外の方で、申請地にアパートを建設する計画です。申請地は、鹿屋東中学校の東に位置し、街区の面積に占める割合が40%を超えている「街区内4割超住宅化農地」と判断され、第3種農地の転用は原則許可であることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は96頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建築条件付売買予定地を整備する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の東に位置し、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は97頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に展示場、駐車場及び資材置場を整備する計画です。申請地は串良公民館細山田分館の南に位置し、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、報告がありました4件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、98頁、議案第6号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第6号につきましては、98頁です。今回は3件です。98頁の1番から3番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、98頁の1番、2番を徳田委員に、3番を西元委員に報告をお願いします。

徳田 　　推進委員の徳田です。去る4月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、98頁の1番です。申請地は、高隈中学校の北に位置し、昭和時代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、鹿屋旭原郵便局の北西に位置し、平成5年頃から宅地として

利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

西元 推進委員の西元です。去る4月15日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

98頁の3番です。申請地は、串良農村環境改善センターの南に位置し、平成10年頃から店舗敷地として利用されていたとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、99頁、議案第7号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第7号につきましては、99頁から100頁です。今回新たに、譲渡希望が99頁の1番から7番までの7件ですのでお目通し願います。なお、99頁の2番から4番、7番は、賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が100頁の1番から8番までの8件ですのでお目通し願います。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

99頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番と2番を畠井委員と西元委員に、3番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、4番の郷之原町を西ノ原委員と谷口委員に、野里町を本田委員と福元里美委員に、5番の下掘町を藏ヶ崎委員と中牧委員に永野田町を畠井委員と西元委員に、6番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、7番を堀之内委員と矢野委員にお願いします。

次に、100頁、賃貸借希望の1番を郷原委員と細川委員に、2番を堀之内委員と矢野委員に、3番を榎原委員と森園委員に、4番を堀之内委員と矢野委員に、5番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、6番を畠井委員と西元委員に、7番を堀之内委員と矢野委員に、8番を畠井委員と西元委員にお願いします。

次に、101頁、議案第8号「地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第8号につきましては、101頁です。提案理由としましては、令和6年4月5日付

けで鹿屋市長から依頼がありました国土調査法に基づく地籍調査事業に伴う地籍調査推進員について、農業委員会から推薦を行うものです。推薦に当たっては、調査地区が獅子目町の一部及び大始良町の一部 4.27 k m²、下高隈町の一部 0.65 k m²、上高隈町の一部 0.20 k m²、吾平町麓の一部及び吾平町上名の一部 1.23 k m²、吾平町下名の一部 2.92 k m²となっており、それぞれの地区に精通している委員で、各地区から計5名の依頼があったものです。任期は、令和6年6月上旬から令和7年3月31日までとなっています。推薦する委員については、獅子目町の一部を本田委員に、大始良町の一部を藏ヶ崎委員に、下高隈町の一部及び上高隈町の一部を園田委員に、吾平町麓の一部及び吾平町上名の一部を堀之内委員、吾平町下名の一部を大園委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、地籍調査推進員として、鹿屋地区、獅子目町の一部に本田委員、鹿屋地区、大始良町の一部に藏ヶ崎委員、鹿屋地区、下高隈町・上高隈町の一部に園田委員、吾平地区、吾平町麓・上名の一部に堀之内委員、吾平地区、吾平町下名の一部に大園委員を推薦いたします。

次に102頁、議案第9号「肝属中部畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第9号については、102頁をご覧ください。1の提案理由としましては、令和6年4月5日付けで肝属中部地区畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会会長から依頼があった、鹿屋市内における畑地かんがい事業を適正かつ円滑に推進するために設置されている肝属中部地区畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員について、農業委員会から推薦を行うものです。推薦に当たっては、受益地内の町内会に居住する農業委員であり、旧鹿屋市内の対象地区から1名、旧吾平町内の対象地区から1名の依頼があったものです。任期は、令和6年5月10日から令和8年5月9日までの2年間となっています。このようなことから、2の推薦する委員については、旧鹿屋市内から藏ヶ崎委員、旧吾平町内から堀之内委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、肝属中部畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員として、旧鹿屋市内は、藏ヶ崎委員、旧吾平町内は、堀之内委員を推薦いたします。

次に、103頁、議案第10号「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第 10 号「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案」について、ご説明します。

例年、この時期に議案として挙げさせているものです。総会で承認を得られれば、県農業会議に報告し、市のホームページにて公表することとなります。

まず、103 頁の、その 1、令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。

1 の「農業の概要」については、耕地面積が 9,210ha となっています。

2 の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおり旧制度に基づくものと、現在の体制となっております。

次に 104 頁、「担い手への農地の利用集積・集約化」については、2 の「令和 5 年度の目標及び実施」のところで、集積実績が 4,474ha で達成率 104.12%となっております。

次に 105 頁、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、現状及び課題や目標等、また、目標の達成に向けた活動も記載しております。

次に 106 頁、「遊休農地に関する措置に関する評価」については、農家の高齢化や鳥獣被害等により、遊休農地面積が 404ha となっております。

次に 107 頁、違反転用については、令和 5 年度は県に報告した違反転用は無く、令和 2 年度以前に発生した違反転用について引き続き、是正の手続を行っているところです。

次に 108 頁、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、1 の「農地法第 3 条に基づく許可事務」は、1 年間の受付件数が 245 件、許可件数が 241 件で取り消し件数 4 件、申請からの処理期間が 23 日という結果です。

2 の「農地転用に関する事務」は、207 件で申請からの処理期間が 48 日という結果です。

次に、109 頁、3 の「農地所有適格法人からの報告への対応」は、93 法人でした。4 の「情報の提供等」は、賃貸借件数が 2,210 件、権利移動件数が 93 件となっています。

次に、110 頁、「事務の実施状況の公表等」については、ホームページで公表しているところです。

次に、111 頁から 113 頁までの、その 2 「令和 6 年度の目標の設定等」については、112 頁の農地の集積目標 234.4ha、緑区分の遊休農地解消目標 14.62ha、次に、113 頁の新規参入者への貸付農地面積 39.4ha、最適化活動の活動目標日数 10 日などの数値を、令和 6 年度の活動目標にしております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。質問等はありませんか。

「質問なし」

「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について」ご異議ありま

せんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、鹿屋市農業委員会の最適化活動に係る目標数値等を県の農業会議に報告します。

次に、114 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 114 頁をご覧ください。合意解約につきましては、114 頁から 128 頁です。今回は 28 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、114 頁から、128 頁まで 28 件の合意解約です。報告しておきます。次に、129 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。

申請地は隣接農地より一段高く、雨水が隣接地へ流れ込んでしまうため、畑の傾斜を変更して隣接地への雨水流入を防ぎたいと、形質変更届が提出されました。工期が総会前に着手となっていたことから、4 月 8 日に西ノ原委員により現地調査を行い、専決処分したので報告します。

次に、130 頁「農業経営基盤強化促進法に係る期限について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 130 頁をご覧ください。現在、農地の契約（利用権設定、所有権移転等）については、農業委員会で行っている「農業経営基盤強化促進法（基盤法）」によるものと、農政課が窓口として行っている「農地中間管理事業の推進に関する法律（バンク法）」の 2 つの法律の下で実施されております。

法律の改正に伴いまして、令和 7 年 4 月 1 日からバンク法に一本化されることを皆様にご報告します。それに伴いまして、基盤法とバンク法との主な相違点と

- 1 利用権に対する申請から契約開始までの期間
- 2 所有権移転に対する申請から登記完了までの期間
- 3 現在の基盤法を活用して利用権等を設定するための申請期限について、ご説明します。

まず、利用権（賃借等）について、基盤法とバンク法での相違点としては、貸し手・借り手との間に農地中間管理機構が入ることにより、賃料等の事務を一括して機構が担うこととなります。基盤法において相続未登記農地の賃貸借については、貸し手の相続代表者や納税管理人等の 1 人を申請時「利用権設定等申出書」にて申請すれば事足りていましたが、バンク法において、相続未登記地については、相続による持分の過半の同意（例えば、

法定相続人が5人であれば3人以上等)を示す書類が必要となっています。

そのようなことから、申請から契約開始までの期間について、基盤法では、約3ヶ月の期間が必要なのに対し、バンク法では、最短で約4ヶ月、但し、相続未登記地の場合はそれ以上の期間が必要となります。

次に、所有権移転(売買等)について、基盤法とバンク法での相違点としては、売り手が一旦、農地中間管理機構へ農地を売却し、その後、実際の買い手に機構が売却するという流れとなります。そのため、登記も売り手から機構、機構から買い手と2度、登記名義人の変更を行うこととなります。

嘱託登記事務も農地中間管理機構で行います。所有権移転(売買等)を行う際、買い手に対して、次の要件等が必要となります。

① 農地取得後の経営面積が概ね1ha以上の団地を形成すること(現在所有の農地とせて概ね1ha以上の団地化を形成すること)

② 農地代金が対象農地の近傍類似地価格(周辺相場)に準ずること(極端に高額、低額での売買は不可)

③ 資金計画が明確であり、購入資金の準備が整っている証明が必要となっています。そのようなことから、申請から登記完了までの期間について、基盤法では、約3か月の期間が必要なのに対し、バンク法では、最短で約6ヶ月、但し、事前相談に別途時間を要します。農地中間管理機構によれば、案件によっては、1年近く期間を要する場合もあるとのことです。

次に、基盤法に基づく、利用権設定(賃借等)、所有権移転(売買等)の農業委員会への申請期限についてですが、いずれも申請受付期限は、令和7年1月31日までです。利用権については、2月総会承認後の令和7年3月1日始期分(契約開始)が最後となります。所有権移転については、農業委員会3月総会で協議の上、法務局へ3月末日までに申請受理されたものが最後となります。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありました。質問等はありませんか。

「なし」

以上で、第1回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

局長 　　それでは、5月の調査委員を申し上げます。

5月14日、火曜日、4条・5条の調査が、村山委員、川崎委員でございます。

5月14日、火曜日、農振調査が、新原委員、中尾委員でございます。

5月15日、水曜日、4条・5条の調査が、大園委員、上穂木委員でございます。

5月15日、水曜日、3条調査が、寺下委員、有馬委員でございます。

5月の総会は、5月23日、木曜日の9時から市役所7階大会議室となります。私からの報告は以上です。

次 長 次に私から3点。

4月分の活動報告書については、5月の総会までに提出をお願いします。次に、3条許可後の1年後調査の資料が置かれている推進委員さんにおかれましては、調査のほどよろしくをお願いします。

最後に、前回の総会で質問があった件ですが、これまでの総会議案書の処分にお困りの委員におかれましては、来月20日の総会議案書配布の際に回収しますので、まとめておいていただければと思います。近くになりましたらメールでお知らせします。以上です。

議 長 他にありませんか。

郷 原 議案書回収の件についてだが、軽トラ一台分ぐらいあるので、日時を決めて回収してもらいたい。

次 長 量が多い場合などは、個別に対応していきますので連絡を頂きたいと思います。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありますか。

「なし」

なければ、これを持ちまして令和6年度第1回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)